

有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画(案)

2006年(平成18年) 月 日
金融庁行政情報化推進委員会決定

第1 有価証券報告書等に関する業務の概要及び最適化の対象範囲

「有価証券報告書等に関する業務」とは、証券市場の公正性、透明性を高め、投資者保護を確保するために、上場会社等から提出される企業の財務内容等が記載された有価証券報告書等を受理・審査し、これを誰でも自由に閲覧可能にする業務である。有価証券報告書等に関する業務は、2001年(平成13年)以降導入されている「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)」という。)」の開発・運用と不可分な関係にある。

EDINETとは、従来紙媒体で提出されていた有価証券報告書、有価証券届出書等の開示書類等について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化することにより、①提出者の事務負担の軽減、②投資者等の企業情報等へのアクセスの平等・迅速化を図り、もって証券市場の公平性・効率性を高めることを目的として開発されたシステムである。

EDINETによるディスクロージャーは、2001年(平成13年)6月より順次実施している。具体的には2001年(平成13年)6月から有価証券報告書・半期報告書等の開示書類等について、2002年(平成14年)6月から有価証券届出書・発行登録書等について、2003年(平成15年)6月から大量保有報告書等について、それぞれEDINETでの提出・縦覧を可能にするよう、関係政令・内閣府令等の整備及びシステム構築を図ってきており、2004年(平成16年)6月からは、有価証券報告書等について、EDINETによる提出が義務化されている¹。この結果、EDINETによる開示書類等の提出者数(内国会社)は、約2,500社(2003年6月末)から約4,800社(2005年6月末)に増加し、インターネットによるアクセス件数(月間平均)についても、83,613件(2003年度)件から139,473件(2004年度)に増加している。

本計画が対象とする有価証券報告書等に関する業務の業務・システムの対象範囲は、以上のような「有価証券報告書等に関する業務」及び「EDINET」とするが、具体的には以下のとおりである。

¹ 有価証券通知書、大量保有報告書等の提出についてはEDINETの利用は義務付けられていない。

(1) 開示書類等に関する提出者の登録

開示書類等の提出者が、EDINET を利用して開示書類等を提出するにあたり、提出者の情報を登録し、EDINET にログインするための ID、パスワードを取得する。

(2) 開示書類等の作成・提出

提出者が所定のフォーマットに従い、開示書類等を作成し、EDINET を通じて提出する。

(3) 開示書類等の受理・縦覧

提出された開示書類等を受理し、受理した開示書類等について、各財務(支)局、各証券取引所に設置された専用端末を通じ縦覧に供するとともに、インターネットを利用した情報提供を行う。

(4) 開示書類等の審査等

開示書類等について、各財務(支)局において以下の審査等を行う。また、必要に応じて提出者に対して訂正を求める等の措置を講じる。

- ①有価証券届出書・有価証券報告書等の受理前における相談(任意)
- ②有価証券届出書・有価証券報告書等の受理時における審査、有価証券届出書等に関する効力発生前における審査

※「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針」(2005年(平成17年)6月29日 金融庁行政情報化推進委員会決定、以下、「見直し方針」という)において対象としていた「有価証券届出書等の効力発生後及び有価証券報告書等の受理後における審査」にかかる権限については、同年7月に金融庁から証券取引等監視委員会に委任されている。

なお、EDINET については、金融庁が2004年(平成16年)11月16日及び同年12月24日に発表した「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」において、開示企業に係る財務分析等の審査能力の向上等を図るため、システムの機能充実、特に、XBRL (eXtensible Business Reporting Language : 財務情報を効率的に利用可能なコンピュータ言語) 化に向けた動きを加速することが必要とされている。この点について、諸外国の企業開示システム等においてもXBRL 導入に向けた動きが進んでおり、こうした観点からもEDINET のシステムの高度化(XBRL 化)に向け、計画的かつ効率的な形で取組みを進めていくことが必要である。

第2 有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化の基本理念

有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化は、見直し方針に記載のとおり、次の基本理念に基づき実施することとする。

- ・ 諸外国の企業情報開示システム等において導入に向けた動きが進んでいるXBRLをEDINETにも導入することで開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性を向上させるとともに、広く国民が利用しやすいシステム環境を整備する
- ・ 開示書類等に係る審査を強化するために審査支援機能を充実させる
- ・ 類似の機能を持つサブシステムを統合するとともに、システムの効率的な開発と運用を実現するために、現在の企画開発・運用契約を見直すことにより、コスト低減を図る
- ・ 以上を実現するためにはシステムの抜本的な変更が必要となることから、システムの再構築を行う

第3 最適化の実施内容

有価証券報告書等に関する業務及びEDINETについて、システムの再構築を前提に次に掲げる最適化を実施する。これにより、有価証券報告書等に関する業務及びEDINETのシステム開発並びに運用に係る経費について、2008年（平成20年）度から単年度で約6.6億円（4年間で約26.4億円、いずれも試算値）（以下「単年度（4年間）」の試算値を示す）の削減及び約1,170日（約4,680日）の業務処理時間の短縮が見込まれ、短縮された業務処理時間を活用し、より深度のある審査業務の実施が可能となる。さらに、開示書類等の利用者及び提出者である国民の利便性の向上分として、5.8億円相当（23.2億円相当）の効果も見込まれる。

特に、EDIENTシステムの再構築により、システムの著作権を金融庁に帰属させるとともに、システムの開発及び運用に係る包括契約を抜本的に見直すことにより、開発・運用に係る経費について、2008年（平成20年）度から約6.5億円（約26億円）の削減が見込まれる。

1. XBRL導入による高度な情報再利用の実現

EDINETにXBRLを導入することで、EDINETから二次加工可能なデータ形

式で開示情報を取得できる機能を提供し、以下のとおり開示情報の高度な再利用を実現する。

これにより、経費として、単年度で約 295 万円（約 1,180 万円）の削減及び約 640 日（約 2,560 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

なお、XBRL は世界 35 カ国（2005 年（平成 17 年）末現在）で開発・普及が進んでおり、今後新たに追加される仕様等に対して、EDINET として継続的に対応していく必要がある。

（1）開示情報の二次利用性の向上

投資家、アナリスト等開示データの利用者は、従来 EDINET の表示情報を手作業で自分の分析システムに入力していたが、EDINET から XBRL 化された開示データを提供することにより、当該データを分析システムに直接取り込むことが可能となり、投資判断等の分析を効率的に行うことができるようになる。

また、XBRL の言語切替機能を活用することにより、XBRL 形式で作成された開示書類は、英文表記を日本語表記に切り替えることが可能となるなど、開示情報としての有用性が向上する。

（2）開示書類等に関するチェック機能の強化

開示書類等を提出する際に自動的に行われる形式に係るチェック機能について、XBRL 化された開示データをシステムが自動的に取り込むことにより、高度な項目値・項目間の論理的整合性チェックを行う機能を導入する。

当該チェック機能の強化により、以下の効果が期待できる。

- ・開示書類等提出者にとっては、開示書類等が法定様式に則っているかを提出前に確認できるようになる。
- ・開示書類利用者にとっては、従来よりも論理的不整合のないより精度の高い開示書類を利用することができる。
- ・証券監査官等職員にとっては、審査作業時における項目間の論理チェック作業が軽減され、確認する画面・帳票の数が減少するなど、審査時間を短縮できる。同時に、証券監査官が事前相談時に行うチェック時間等を削減することができる。

（3）開示書類等に係る審査支援機能の強化

開示書類等に係る審査業務については、XBRL の導入とともに EDINET か

らデータを取り込み、加工・分析・帳票作成等、審査業務を支援する機能を構築し、業務の効率化を図る。

このような機能の提供により、(a) 審査作業における手入力・手作業を大幅に削減することができる、(b) 転記・入力時に発生するミスを解消し、審査作業の精度を高めることができる、(c) 審査作業のために確認する画面・帳票の数を減らし作業時間を短縮できることが期待される。

(4) 庁内他業務における開示情報の有効活用

庁内他業務においては、XBRL 化された EDINET のデータを再利用することにより、迅速な開示情報の利用が可能となるとともに、外部情報ベンダ等から開示データを購入するための費用の削減が可能となる。

2. 業務改善、システム機能改善・強化に伴う利便性の向上

(1) 開示書類利用者の利便性の向上

①アクセシビリティの改善

開示データをできるだけ多くの国民に利用可能とするため、開示書類利用者が使用するクライアント環境（OS、ブラウザ等）に極力依存しないような方式を採用する。

(2) 開示書類等提出者の利便性の向上

①提出者情報に関する登録・変更処理の見直し

開示書類等提出者が EDINET 利用開始にあたり、事前に行う提出者情報の新規登録及び登録内容変更作業を WEB 上で提出者自身が直接実施できるよう、運用並びにシステムを変更することにより、提出者の作業時間の短縮を図る。

②開示書類作成・提出ガイダンスの充実

開示書類等提出にあたっての必要書類の説明及び記入方法等をさらに充実させるとともに、WEB 上でも開示書類等の作成・提出に関してガイダンスする仕組みを構築することにより、提出者が問い合わせに要する時間の削減を図る。なお、問い合わせに対応する証券監査官の応接時間の削減も同時に期待できる。

③大量保有報告書等に関する提出状況通知機能の構築

大量保有報告書等を EDINET に提出した際には、その提出者は書類の写しを遅滞なく当該株券等の発行会社に送付することとなっている

るが、これを拡充する機能として、当該開示書類が EDINET に提出されると同時に、株券等の発行会社にその提出状況を電子メールにより通知し、よりの確かつ迅速に発行会社に当該情報が伝達される環境を構築する。

(3) 証券監査官等職員の利便性の向上

①企業内容等の受理に係る集計業務等の効率化

財務局が実施している開示書類等の受理件数等の集計業務をシステム化し、必要に応じて担当者が参照できるようにすることで業務の効率化を図る。また、管理職及び各担当者の審査の実施状況等の管理業務についても、審査対象の振分け機能などを改善することにより、業務の効率化を図る。

②提出者情報管理業務のシステム化及びメール配信機能の構築

- ・ 本店所在地、担当者の連絡先等、提出者の基礎情報の変更については、提出者から書面で提出を受けた財務局の職員が Web 上の情報を変更可能な状態にした上で、提出者が実施しているが、当該作業を提出者が Web 上で自ら変更できるようシステムを修正するとともに、財務局担当者の管理業務の合理化を図る。
- ・ 財務局が提出者との間で行う連絡事務の合理化のため、提出者に対する情報提供及び連絡業務について、EDINET で管理する提出者の基礎情報を用いたメール配信機能を実現する。特に有価証券届出書の効力発生時期につき申請者に交付する効力発生通知等について、現在は紙面を手交もしくは郵送しているが、メール配信機能を活用することにより、業務の電子化を図る。

上記(1)～(3)の実施により、経費として、単年度で約 820 万円(約 3,280 万円)の削減及び約 190 日(約 760 日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

3. システム運用効率の向上

(1) システム開発・運用契約の抜本的見直し

現行システムの著作権がシステムベンダに帰属しているため、開発費用の妥当性評価のための情報提供に制約があり、客観的な評価作業が困難なものとなっている。また、サーバ管理を含む運用管理業務は、包括契約と

してシステムベンダへ一括して委託されているため、運用費用の執行が効率的に行われているかの把握が困難となっている。そこで、これらの課題を根本的に解決するため、EDINETとして独自に構築する部分の著作権をシステム再構築により金融庁に帰属させる。また、運用費用に対する評価に必要な情報を的確に把握すること等を目的として、包括的に一括して委託している現在の運用契約を見直す。なお、本システムにおいては、より一層適正な調達を行うため、競争原理を強化するとともに、最適な運用契約を検討し、現行の開発・運用費用と比較して約50%削減することを目指す。

(2) 縦覧・情報公開サブシステムの統合

EDINETでは財務(支)局閲覧室等に設置された専用端末へ開示データを配信する「縦覧サブシステム」とインターネットに接続された一般の利用者端末へ同データを配信する「情報公開サブシステム」が並存しているが、情報公開サブシステムに統合することにより、開発費及び保守費の削減を図る。なお、最適化実施における当庁の他の情報提供サイトとの集約化については、運用管理業務の効率化の観点から、今後の運用主体のあり方と併せ、2006年度(平成18年度)に実施予定の新システムの設計段階で検討する。

(3) 霞が関WANネットワークの活用等

金融庁及び各財務局に設置された証券監査官等が利用するEDINET専用端末とEDINETサーバを接続しているネットワークについては、霞が関WANなどのネットワークを活用することにより、通信費用を削減する。これに併せて、証券監査官等が利用するEDINET専用端末を廃止し、当該端末に実装された機能を事務用PCで利用可能とすることにより、専用端末から事務用PCへのデータ移行等の操作を削減し、作業効率を向上させるとともに、専用端末費用及び保守費用の削減を図る。

上記(1)～(3)の実施により、経費として、単年度で約6.5億円(約26億円)の削減及び約340日(約1,360日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

4. セキュリティの強化

(1) 電子証明書の活用による認証機能等の拡充

電子証明書の活用によるセキュリティ強化により、公開情報に対する成

りすましや虚偽報告(改ざんも含む)リスクを防止する。なお、電子証明書の活用には、提出者の負荷軽減のため、以下の対応を併せて実施する。

- ①政府認証基盤(GPKI)におけるブリッジ認証局と相互認証している認証局から発行された電子証明書を活用する。
- ②開示書類等の作成者と提出決裁者が異なるケースのある現状を踏まえ、EDINETの開示書類提出機能について、開示書類等作成者が当該書類を仮登録し、書類の内容をシステムがチェックする機能と、最終的に決裁者が開示書類の提出を確定する機能のセキュリティレベルを区分する。

(2) 機器の分散配置による継続運用の保証

企業情報の開示に対する社会的ニーズの高まりを受け、EDINETの情報公開サブシステム(インターネット)において、大量保有報告書をはじめとする開示書類の即日開示が2005年(平成17年)10月3日より開始されている。こうした状況を踏まえ、災害等の発生時に、EDINETシステムを完全に停止させることは、市場の混乱を誘発することにもつながるため、市場秩序の維持に最低限必要な機能及び運用を残すことによる継続運用を保証する仕組みが重要である。そのため、機能縮小や縮退運転、機器の分散配置等による継続運用の仕組みを2006年度(平成18年度)に実施予定の新システムの設計段階で検討する。

第4 最適化工程表

本最適化計画に基づき、今後開発・運用するシステムについては、以下の工程表に基づき検討を行い、実施するものとする。

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009～2012年度
新システムの開発		要件定義 システム設計	システム開発	本番稼動/保守	
法令等の整備		法令等の整備			

※外部委託をする場合には、調達期間を含む。

第5 現行体系及び将来体系

現行体系及び将来体系は、別紙1、2のとおりである。

以上